

児童扶養手当の額を改定

問い合わせ／子育て支援課給付担当(内線2636)

児童扶養手当は父母の離婚などによって父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母に一定の障がいのある児童を育てている方に支給されるもので、4月から右表のとおり改定されました。

振込時期／年6回(奇数月の11日・金融機関が休日の場合は直前の営業日)



■手当額(月額)

子どもの人数	全額支給	一部支給
1人の場合	43,160円 (42,910円)	10,180円～43,150円 (10,120円～42,900円)
2人目の加算額	10,190円 (10,140円)	5,100円～10,180円 (5,070円～10,130円)
3人目以降の加算額	6,110円 (6,080円)	3,060円～6,100円 (3,040円～6,070円)

※()内は改定前の金額

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・ 経過的福祉手当の額を改定

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当(内線2617・2678)

重度の障がいにより、在宅生活において、常時特別の介護を必要とする方や扶養する方等に支給される手当で、4月から右表のとおり改定されました。

各手当に関する相談は随時受付しています。詳細はお問い合わせください。

振込時期／特別児童扶養手当＝年3回(4・8・11月の11日)

特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当＝年4回(2・5・8・11月の10日)

※いずれの手当も金融機関が休日の場合は直前の営業日

■手当額(月額)

種別	金額
特別児童扶養手当1級	52,500円(52,200円)
特別児童扶養手当2級	34,970円(34,770円)
特別障害者手当	27,350円(27,200円)
障害児福祉手当	14,880円(14,790円)
経過的福祉手当	14,880円(14,790円)

※所得に応じて支給制限があります。()内は改定前の金額

手話通訳者・要約筆記者を派遣します

問い合わせ／障がい福祉課障がい福祉担当(内線2678)

聴覚及び音声・言語機能障がいのある方が、家庭や社会生活においてコミュニケーションを円滑に行えるように、手話通訳者や、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣しています。

ご利用の際は、下記委託先に直接申込みください。

●手話通訳者の派遣

手話通訳派遣事務所
(FAX 544-0205・☎544-0200)

●要約筆記者の派遣

埼玉聴覚障害者情報センター
(FAX 048-814-3354・☎048-814-3353)

